

## 判決概要⑥ (R6.3.18 仙台高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	令和 2 年 8 月 11 日 (事件番号 : 平成 26 年 (ワ) 第 252 号、同第 1681 号、平成 27 年 (ワ) 第 1723 号、平成 28 年 (ワ) 第 753 号)
裁判所	仙台地方裁判所 (第 1 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 村主隆行、[裁判官] 内林尚久、溝口千恵
一審原告らの請求内容の概要	原告らが、本件事故が発生したことによって包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されたと主張して、被告東電に対し、原賠法 3 条 1 項に基づき、被告国に対し、国賠法 1 条 1 項に基づき、連帯して、損害賠償を求めた事案。 ※ (出典) 地裁判決正本における「第 1 部 請求及び事案の概要 > 第 2 章 事案の概要」
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 6 年 3 月 18 日 (事件番号 : 令和 2 年(ネ)第 311 号)
裁判所	仙台高等裁判所 (第 3 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 瀬戸口壯夫、[裁判官] 綱島公彦、北川瞬
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事故によって平穏生活権を侵害された者は、一審被告東電に対し、原賠法 3 条 1 項に基づき、平穏生活権が侵害されたことによって受けた精神的苦痛に対する慰謝料の賠償を求めるとし、第 5 次追補と原判決の考え方を踏まえ、区域ごとに、①避難慰謝料、②故郷喪失・変容慰謝料、③健康不安慰謝料及びその他慰謝料 (第 5 次追補にいう「過酷避難状況による精神的苦痛」はこの中で考慮する。) を算定 (P8) 。</li> <li>・②故郷喪失・変容慰謝料については、生活地域における居住年数が特に長期であった一審原告らは増額 (P8) 。</li> <li>・③健康不安慰謝料及びその他慰謝料については、第 5 次追補の「過酷避難状況による精神的苦痛」はこの中で考慮しており、その額については、一審原告らごとに、避難及び避難生活の状況、年齢、健康状態等その他本件に顕れた一切の事情を勘案して算定 (P8) 。</li> </ul> <p>○損害額 (慰謝料額) について :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、本件事故時の生活地域ごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>□1 帰還困難区域について、合計 1550 万円 + 健康不安慰謝料及びその他慰謝料 (P9) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 850 万円 (※月額 10 万円 × 85 か月 (H23.3~H30.3) )</li> <li>② 700 万円</li> </ul> </li> <li>□2 避難指示解除準備区域または居住制限区域について、合計 1100 万円 + 健康</li> </ul> </li> </ul>

	<p>不安慰謝料及びその他慰謝料（P9）</p> <p>①850万円（※月額10万円×85か月（H23.3～H30.3））</p> <p>②250万円</p> <p>③緊急時避難準備区域について、合計230万円＋健康不安慰謝料及びその他慰謝料（P9）</p> <p>①180万円（※月額10万円×18か月（H23.3～H24.8））</p> <p>②50万円</p> <p>○中間指針について：</p> <p>・第五次追補は、本件事故に特有の事情を十分に考慮して策定されたものであって、本件事故によって被害者に生じた精神的損害について、典型的に把握される要素をある程度網羅的に評価しており、典型的に把握することのできない個別事情に基づく損害を除き、本件事故による精神的損害の評価方法として一定の合理性を有するものであり、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施等による被害者救済に資するものであることから、本件における被害者らの精神的損害の評価においても基本的には第五次追補の考え方を十分に斟酌するのが相当（P14）。</p>
<b>3. 最高裁決定の概要</b>	
決定日	令和8年1月22日（事件番号：令和6年(オ)第1384号、令和6年(受)第1776号）
裁判所	最高裁判所（第一小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官] 安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村愼
決定の内容 （上告/上告受理申し立て）	[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告却下（対国）・上告棄却（対東電）/上告不受理

(参考) 類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	帰還困難区域	避難指示解除準備区域 または居住制限区域	緊急時避難準備区域
認定慰謝料額	1550 万円 + 健康不安慰謝料 及びその他慰謝料	1100 万円 + 健康不安慰謝料 及びその他慰謝料	230 万円 + 健康不安慰謝料 及びその他慰謝料
	避難慰謝料 850 万円	避難慰謝料 850 万円	避難慰謝料 180 万円
	故郷喪失慰謝料 700 万円	故郷変容慰謝料 250 万円	故郷変容慰謝料 50 万円
第五次追補を踏まえた東電基準	1580 万円	1130 万円	230 万円
中間指針ないし中間指針第五次追補	1580 万円	1130 万円	230 万円
確定 7 判決での認定額	1500～1850 万円	900～1320 万円 950～1200 万円	230～366 万円

※ このほか、自主的避難等対象区域の 1 名、区域外の 1 名に、各 150 万円（避難慰謝料 50 万円 + 健康不安慰謝料及びその他慰謝料 100 万円）の損害賠償を認定。